

# 伊勢崎市絣の郷 利用団体登録制度概要

## 1) 登録の基準

- ①原則3人以上の会員で構成されている団体であること。
- ②自主的な運営がされ、組織体制が整備されていること。(代表・会員名簿・活動計画等)
- ③伊勢崎市絣の郷条例第8条3項に該当しない団体であること。

**例** 民間企業の企業活動の一環での利用は、許可しない。  
営利目的での利用は許可しない。

## 2) 登録（更新）申請

登録を行う団体は、以下の書類を提出すること。

- ①利用団体登録シート
  - ②名簿 ※絣の郷ホームページからも印刷できます。
- ※絣の郷の管理上、必要に応じて団体の情報（会則や収支報告書等）の提出を求める場合があります。

## 3) 登録（更新）期間等

更新は、原則年一回、年度ごととする。(4月1日～3月31日)

ただし、団体名および代表者（連絡先含む）に変更が生じた場合は、速やかに「利用団体登録シート」を提出すること。

## 4) 登録情報の取扱い

この団体登録制度にて収集した個人情報は以下の目的以外には使用しません。

- ①管理運営のため
- ②市民活動課からのボランティア募集やイベント案内
- ③団体案内（活動内容・代表者連絡先）※団体情報公開団体のみ

## 5) 利用申込について

毎月の1日（休館日の場合は2日）に、3か月後の1か月分についての利用申込（1団体につき4回まで）を電話で受け付けます。予約が重複した場合には抽選を行います。

※直接来館して予約する場合には、電話予約を優先するため、対応が遅くなる場合があります。

第3開館日の13時から先着で予約が可能となります。

空き状況は電話で確認できます。

予約後はすみやかに利用許可申請書を円形交流館受付に提出してください。

## 6) 使用料のお支払い方法

原則、現金でご利用前にお支払いいただきます。

※事情により利用前に支払いができない場合はご相談ください。

利用許可書を支払いと同時に渡します。

支払いは開館日の、原則午前9時から午後5時まで受け付けます。

※現金でのお支払いが難しい方は、ご相談ください。

(裏面に続きます)

7) 施設を利用しなくなった場合のキャンセル連絡について

施設を利用しなくなった場合は必ず絣の郷（0270-21-6711）までキャンセルのご連絡をお願いします。また、無断キャンセルをした場合には、使用料をお支払いいただきます。  
**※支払い済の使用料は返金できません。**

8) その他の連絡事項について

- ・施設利用後は、廊下にある備え付きのタオルで必ず清掃してください。
- ・館内設備などを損傷した場合は、必ず円形交流館受付まで当日中に報告してください。
- ・防音機能のない部屋での音響設備の使用は原則禁止です。
- ・学生主体（高校生以下）の団体については必ず成人の監督者が引率してください。
- ・団体登録申請後、およそ1週間で事務局にて登録処理をさせていただきます。また、登録内容について、ご連絡させていただく場合があります。

**伊勢崎市絣の郷 電 話：0270-21-6711**  
**閉館日：第1、3水曜日**  
**（12月29日～1月3日）**